

学校法人会計基準 改正の方向性（案）

- 現行の学校法人会計基準は、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定めたものである。
- 今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が、私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、基準の主な目的が、補助金の適正な配分から、ステークホルダーへの情報開示へと変更になる。
- 改正後の私立学校法では、学校法人会計基準に基づいて作成された計算書類及び附属明細書は、全て備置き及び閲覧の対象となる（大臣所轄学校法人等においては、省令で定める書類がインターネットによる公開の対象となる）。
一方、現行制度では、学校法人会計基準に基づき作成された書類がそのまま開示の対象となっているのではなく、各学校法人が、文部科学省の示している開示例等を踏まえて、開示を行っている。
- 現在の学校法人会計基準は、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたこと、広く学校法人の会計実務に定着しているものであることを踏まえ、現行の基準を前提としつつ、開示に適した基準とするために必要な改正を行う。
- なお、令和7年度決算から新会計基準が適用されることを前提とすると、改正から施行までは1年程度となり、当該期間中に各学校法人が対応可能な改正内容であることが必要である。
このため、本検討会で検討する改正内容は、改正後の私立学校法の施行のために最低限必要な内容とし、その他の学校法人会計基準に関する課題については、当該改正の後に、中長期的に検討していくこととする。